

## 北栄町行政改革プラン

- 1 . はじめに
- 2 . 行政改革の必要性
- 3 . 行政改革の基本理念
- 4 . 行政改革の視点
  - 住 民            - 住民との協働によるまちづくり
  - 業務運営        - 業務運営の見直し
  - 人材・組織      - 人材の育成と組織機構の整備
  - 財 政            - 持続可能な財政基盤の確立
- 5 . 行政改革の推進体制
  - 全庁をあげた取り組み
  - 住民の意見反映
  - 改革の進捗状況の公表
- 6 . 行政改革プランの実施期間
- 7 . 具体的な方策
  - 住民との協働によるまちづくり
  - 業務運営の見直し
  - 人材の育成と組織機構の整備
  - 持続可能な財政基盤の確立

## 1 はじめに

地方自治体を取り巻く環境は著しく変化しており、北栄町においても少子高齢化や地球規模で進んでいる環境問題、社会情勢の変化や住民ニーズの高度化、多様化に一層適切に対応することが求められている。

道州制の検討など、政府においてもさらなる地方分権に向けた取り組みがなされており、地域の将来を地域みずからの意思と責任において主体的に決定する自主・自立のまちづくりをする必要がある。

そのためにも、「官」の機能を抜本的に見直し、事業の廃止、民営化など事業手法の見直しを徹底して行う必要がある。

北栄町が中長期的に安定的な財政運営を行うには、今後ともなお一層の節約と工夫を重ねるとともに、柔軟な発想と大胆な実行により、さらなる行政改革を進める必要がある。

自治の確立を図り、行政として情報の共有、住民との協働のまちづくりを推進することを目指し「北栄町行政改革プラン」を策定する。

## 2 行政改革の必要性

北栄町は、地方分権時代の諸課題に対応するため、平成17年10月1日、大栄町と北条町が合併し誕生。

公債費（借金）の負担が、当面10億円台で推移、下水道や介護保険会計等への支出が増加。国の三位一体改革は地方自治体の財政自由度を高める改革にはほど遠く、今後も本町歳入の4割強を占める地方交付税の縮減が続くことが見込まれている。

## 資料 2

北栄町の行財政運営については、合併協議の中で効率的で十分な行政サービスを展開するよう調整が行われたが、予想を上回る財政難と山積する行政課題に対応するには更なる効率化が求められている。

合併後の組織、事務事業などを点検し、効率的で小さな役場をつくることが急務となっている。

今日、公を行政だけが独占するのではなく、公共の課題の解決やまちづくりに住民と行政が協働で取り組むことが求められている。財政をはじめ行政の有する情報を積極的に公開して住民と情報を共有し、改革に取り組むことが肝要。

合併後間もないこの時期にこそ、時代の潮流に即応した簡素で効率的な行財政運営のあり方を今一度徹底的に検討し、行政の改革を実行する。

### 3 行政改革の基本理念

行政は、地域・人材・財源・施設などの限られた経営資源の有効活用を図りながら、住民福祉の増進に努め、最小の経費で最大の行政サービスを提供していく必要がある。

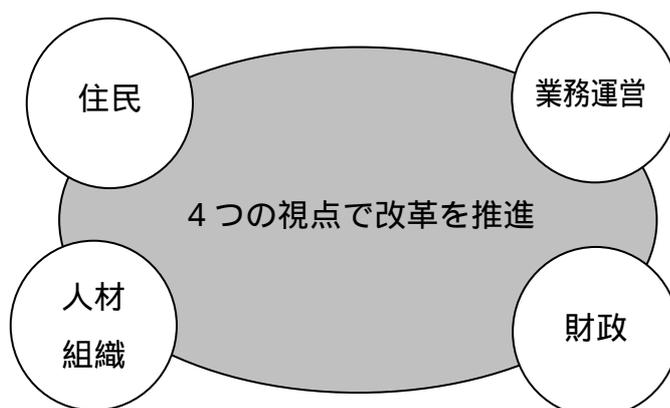
ますます多様化する町民のニーズに的確に応える町政を実現するには、行政主体の行政運営から、公共的な課題解決に対して町民と行政がそれぞれに役割と責任を自覚して、対等の立場で協力し合う「協働」による行政運営を目指していく必要がある。

協働をすすめるには、町民との信頼関係を築くことは欠くことができず、行政の透明性をこれまで以上に高めていかなければならない。

また、限られた経営資源を最大限に活用させていくために、経営感覚をもって効率的・効果的に行政運営を進めていくことも求められている。

行政改革は歳出カット、定員抑制、組織機構の統廃合などといった縮み志向だけでなく、改革を担う職員の資質向上による行政の質を高めることと、より安いコストでより良いサービスを提供するという観点が重要。

これからの行政運営のあり方について、本町の目指すべき方針として4つの視点 住民、業務運営、人材・組織、財政、を掲げ、制度や仕組みに踏み込んだ構造的な改革を進めていくこととする。



#### 4 行政改革の視点

住 民 住民との協働によるまちづくり

地方分権時代において、限られた財源で住民満足度を向上させるには、住民のニーズにあった政策を的確に展開することが必要。

これまで自治会に対しては、運営補助、施設補助などを実施したり、直接自治会の意見を聞いたりする自治会長会を実施したりして支援・連携を図ってきた。

しかし、ボランティア団体等に対しては、特に合併前の北条地区においてだが、育成のための積極的な手助けが行われてこなかったという事実がある。

町民がまちづくりの主役であるというのが自治の原点。

地域の課題に対して、自治会やボランティア団体が果たす役割が増大しており、これらと連携し、支援することが重要。

より多くの町民や団体が町政に積極的に参画できる仕組みづくりを進めるとともに、住民と行政が役割分担を明確にしながら、対等なパートナーとして連携・協力し、協働によるまちづくりを推進していく。

わかりやすい行政情報を積極的かつ迅速に公開することにより、行政の公正、透明性の向上、説明責任の明確化を基本とした信頼性の確保に努める。

業務運営 業務運営の見直し

町民にとって満足度の高いサービスを提供するためには、限られた財源の中で効率性、経済性を追求した事業を展開する必要がある。

これまでも予算時に業務運営の見直しを行ってきたが、一部においてであり、

また目的が予算編成のための見直しに限られていた。

全庁的に事務事業の見直しを行い、町民、企業、行政が果たす役割分担を見直すことが必要。その上で、民間の活力やノウハウを積極的に導入し、必要なものは民間委託、PFIなどを進める。

補助金、負担金、委託料等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果等を精査し、廃止、縮小、統合等の見直しを既得権にとらわれることなく抜本的に行う。

公共施設については、経営感覚を持って運営することが必要。個々の施設について管理運営体制を点検し、統廃合を含めた運営の合理化等を検討。また、指定管理者制度の導入を推進する。

行政の効率化、町民の利便性の向上、町民に開かれた町政の実現を図るため、情報化をさらに推進する。

人材・組織 人材の育成と組織機構の整備

政策を着実に実行し、質の高い行政サービスを提供するためには、従来の枠組みや慣行にとらわれることなく、組織・機構を絶えず見直すことが必要。

合併後の組織を検証し、簡素で効率的な、また、町民にわかりやすいものに改編するとともに、様々な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、プロジェクトチームなど横断的な組織を活用。

行財政改革を真に実効性のあるものとするためには、改革を担う職員が重要であり、それを担う人事制度の改革が不可欠。

コスト意識やスピード感などの経営感覚を持つとともに、常に現状に対する危機意識を持ち、行財政改革を自らの問題として認識するよう、職員の意識改革

を促すシステムづくりを進める。

これまでの人事制度を見直し、実績や能力を重視した人事、給与制度の構築を図るとともに、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員研修を充実し、地方分権時代にふさわしい人材育成に努める。

組織として最大限の能力を発揮するためには、組織改革等と併せて、職場環境や行動様式を見直す必要がある。常に職員の間で改革の方向性や取り組むべき仕事を共有し、組織が一丸となって改革に取り組める組織風土をつくる。

### 財 政 持続可能な財政基盤の確立

厳しい財政状況の中、限られた財源を様々なニーズに迅速、的確に対応し、町民の暮らしを将来にわたって支え続ける持続可能な財政力が求められている。

これまでの経済成長を前提とした行政の取り組みでは、住民のニーズとの格差が顕著であり、財政状況が厳しい今、これまでのように財政力をもってこの格差を埋めていくには限界が生じている。

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費を抑え、必要な住民サービスや新たな行政課題に対応できるよう、中期的な財政計画を策定し、計画的な財政運営を行う。

「最小の経費で最大の効果をあげる」という原点に立ち返り、人件費を含めた総コストの点検、事務事業の仕分けを行い、施策の選択と重点化を進める。

自主財源の確保、町民負担の公平性の観点から、納税義務者や課税客体の適正な把握に努めるとともに、収納率の向上、滞納対策を強化する。

財政運営の透明性を高め、町民の町財政への理解を深めるため、町の財政状況

や財政計画、財務諸表などを積極的に公表する。

## 5 行政改革の推進体制

### 全庁をあげた取組み

行政改革という、ともすれば行政内部の特定な部門において検討されるだけであったが、今後は、プランの趣旨、内容を十分理解し、改革を所管する部局が主体となって、全職員が一丸となって取り組む必要がある。

そのために、職員提案制度などの活用により、職員一人ひとりが行政改革に参加するという意識改革も進めるものとする。

### 住民の意見反映

この計画に掲げる項目の推進については、住民からの意見や助言を参考にしながら行う。

変更の必要性が生じたときは、適宜修正を加える。

### 改革の進捗状況の公表

定期的に行政改革審議会を開催し、プランの進捗状況を確認する。

その進捗状況を広報紙やホームページ等を通じて町民のみなさんに報告し、改革を推進するものとする。

## 6 行政改革プランの実施期間

行政改革プランは平成 22 年度までの 5 年間を計画期間とする。

プランをローリングさせながら毎年見直しを行い、継続的・効果的に行政改革を推進するものとする。

## 7 具体的な方策

### 住民の参画と協働

地方分権により地方の時代が到来し、自己決定、自己責任のもと、地域の特性を生かしたまちづくりの推進が必要です。

地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためには、住民や自治会、NPO、ボランティアなどの団体との連携が必要です。各種団体の町政への積極的な提言を尊重しながら体制強化を支援します。重要施策の意思決定については、施策（案）の段階から意見徴収できる体制を整えます。

#### 1 仕組みづくり

住民の参画と協働のためには、それを行うための第一歩として仕組みづくりが大切です。

次の仕組みづくりに取り組みます。

担当課	企画情報課	実 施 年 度（平成）				
協働を進める仕組みづくりの導入		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
町政運営の方針や住民参画の手法などまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例（仮称）を策定する。		策定				
担当課	企画情報課	実 施 年 度（平成）				
男女共同参画の推進		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職場や学校、地域、家庭など幅広い分野で、共同参画への取り組みを進めるため、男女共同参画推進計画を策定する。		策定				
担当課	企画情報課	実 施 年 度（平成）				
住民参画手続の制度化		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治基本条例（仮称）に住民参画の手続（パブリックコメント、審議会委員等の公募、町民からの要望・苦情への対応等）について盛り込む。		策定				

#### 2 自治会等との連携

協働のためには連携が必要です。自治会、ボランティア等との連携強化を図ります。

## 資料 2

担当課	企画情報課	実 施 年 度（平成）				
自治会等との連携強化		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
自治会、ボランティア、NPO等の活動を支援し、行政と自治会等との連携強化を図る。職員も積極的にボランティア活動に参加する。		実施				

### 3 情報の提供

連携のためには、情報の共有が必要です。ホームページ等を充実し、コミュニケーションを図ります。

担当課	企画情報課	実 施 年 度（平成）				
ITの充実		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ITを積極的に活用し、町民とのコミュニケーションの充実を図る。		検討				
担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
行政情報の充実		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
広報、ホームページを見やすいように工夫。またリアルタイム化と内容の充実を図る。		検討				

### 4 電子決済の導入

住民の生活の利便性、ペーパーレス化などに電子申請・決済等のシステムを導入は有効な手段となっています。現在、町単独で導入するには、多額の費用が必要となっていますが、意志決定の迅速化の観点などから、導入を検討します。

担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
電子申請・決済の導入		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
意思決定の迅速化、ペーパーレス化、住民の生活の利便性を図るため電子申請・決済の導入を検討する。		検討				

## 業務運営の見直し

行政を取り巻く環境が変わり、厳しい財政状況の中で、いかに住民の付託に応えることができるかが重要な課題です。従来型の行政サービスを維持していくことが困難になっており、行政サービスの質、量、いずれの側面からも大胆な事務事業の再編整理を行う必要があります。

行政が担わなければならない領域を放棄することがないように注意しながら、廃止、縮減するべきところは廃止、縮減するといった姿勢で、説明責任を徹底し事業の再編整理を進めます。また、事務事業、補助金、施設の管理等の業務運営を見直します。

## 1 事務事業等の見直し

事務事業については、これまでから予算編成時に経常的な経費を削減することに努めてきました。これらは、今後も継続して実施していくこととしていますが、さらに次の手法で見直しを行いました。

(1) 各課において、平成 18 年 6 月、課長が中心となり、平成 18 年度予算計上済の事務事業について、自己点検・見直しを実施。

(ポイント)

- ア 目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 国や県が示す基準やガイドラインが町の実情にあっていなかったり、必要性がないにもかかわらずガイドラインどおり実施したりしていないか。
- ウ 本来は事業実施者の責任において行うべきことに対し、指導・関与していないか。
- エ 本来は民間が行うべきものについて、漫然と実施していないか。
- オ 社会・経済状況が変化したにもかかわらず、漫然と実施していないか。

など

(2) 続いて、各部署の結果に基づき、行政改革審議会において、外部の視点による検討を行った。

(3) これらの結果をもとに、次年度以降の予算に反映させる予定。

## 資料 2

担当課	全部署	実 施 年 度（平成）				
経常的な経費の削減		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
燃料、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、旅費等の経常的経費の削減に努める。		実施	実施	実施	実施	実施
担当課	該当部署	実 施 年 度（平成）				
個別事業の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
下水終末処理場の維持管理日数の減		実施	6,000			
町営住宅の立替（手法等の検討）		検討				
河川の水質検査（2級河川の検査の廃止）		実施	40			
交通指導員の費用弁償		見直し	1,008			
町政モニター制度の廃止		廃止	100			
告知機等の修理代を個人負担に		検討				
北栄町魅力発見ツアー			廃止	84		
はり・きゅう・マッサージ事業		検討	廃止	420		
米寿・金婚・ダイヤモンド婚事業				見直し		
マラソン大会（すいかながいも、カスカントリー）		検討				
人権教育推進補佐員の廃止		廃止	1,030			
東亀谷集会所事業の隣保館への組み入れ			実施	70		
小地域懇談会の準備会議の回数減			実施	140		
地区進出学習会の北条・大栄地区の回数統一			実施	134		
人権フォーラム事業を人権教育講演会に集約		実施	36			

### 2 補助金の見直し

補助金についても、事務事業と同様、これまでから予算編成時に削減することに努めてきました。今回、次の手法によりすべての補助金について見直しを行いました。

- (1) 各課において、平成 18 年 6 月、課長が中心となり、平成 18 年度予算計上済の補助金について、自己点検・見直しを実施。

（ポイント）

- ア 目的を達成していて廃止することはできないか。
- イ 効果や実績に関係なく画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 補助金が人件費に充当されているものはないか。 など

- (2) 続いて、各部署の結果に基づき、行政改革審議会で検討を行った。

- (3) これらの結果をもとに、次年度以降の予算に反映させる予定。

## 資料 2

担当課	該当部署	実 施 年 度（平成）				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
負担金・補助金・交付金の見直し				見直し		
合併協議で補助金が調整されたが、合併 3 年後にすべての補助金等について内容を精査し必要な見直しを行う。						
担当課	該当部署	実 施 年 度（平成）				
個別補助金の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
・北条たばこ組合補助金		検討	廃止	90		
・担い手育成総合支援協議会交付金		検討	見直し	752		
・和牛放牧経営体育成事業補助金			終了	140		
・造林事業補助金				終了	118	
・チャレンジプラン支援事業補助金		検討	見直し	4,000		
・収納基盤整備事業補助金		検討	見直し	3,319		
・農業後継者養成奨学金補助金		廃止	288			
・地産地消推進補助金		検討	廃止	116	1,067	廃止
・乳用牛優良精液利用促進事業補助金		検討	見直し	200	100	廃止
・中山間地域等直接支払事業費補助金					廃止	100
・町労務改善協議会補助金		検討	見直し	74		
・町商工会街路灯組合補助金		検討	見直し	56		
・北条砂丘土地改良区経営体基盤整備補助金					1,050	廃止
・畑地担い手支援事業補助金			廃止	354	廃止	1,584
・地域農業支援検討事業費補助金			廃止	2,055		
・合併処理浄化槽設置事業費補助金		見直し	459			
・生活路線バス維持対策補助金		見直し	4,600			
・放課後児童クラブ運営補助金		見直し	90			
・高齢者生活活動参加促進事業補助金		見直し	100			
・修学旅行引率者補助金（小・中学校）			見直し	270		
・リーダー研修補助金			見直し	25		

### 3 負担金の見直し

補助金の見直しと同様、次の手法によりすべての負担金について見直しを行いました。

- (1) 各課において、平成 18 年 6 月、課長が中心となり、平成 18 年度予算計上済の負担金について、自己点検・見直しを実施。

（ポイント）

ア 目的を達成していて廃止することはできないか。

## 資料 2

- イ 効果や実績に関係なく画一的に支出し続けていないか。
- ウ 団体の予算に繰越金が多額にありながら、支出していないか。
- エ 負担金が人件費に充当されているものはないか。 など

(2) 続いて、各部署の結果に基づき、行政改革審議会において、外部の視点による検討を行った。

(3) これらの結果をもとに、次年度以降の予算に反映させる予定。

担当課	該当部署	実 施 年 度 (平成)				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
負担金の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県中部や東伯郡の関係の負担金については市町村合併で構成団体が減っており、廃止を検討する。(中部の市町村は10から5に減少)</li> <li>・全国 負担金、県 負担金、中部負担金など、同じ内容の負担をしているものについて、必要性を検討する。</li> <li>・会に対する負担金について、その負担金の使途、繰越金等を精査し、負担額を明確にする。</li> </ul>		検討				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国 負担金、県 負担金、中部負担金など、同じ内容の負担をしているものについて、必要性を検討する。</li> <li>・会に対する負担金について、その負担金の使途、繰越金等を精査し、負担額を明確にする。</li> </ul>		検討				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会に対する負担金について、その負担金の使途、繰越金等を精査し、負担額を明確にする。</li> </ul>		検討				
担当課	該当部署	実 施 年 度 (平成)				
個別負担金の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽合消防署管内連絡協議会負担金</li> <li>・国土調査推進協議会負担金</li> <li>・中部地区租税教育推進協議会負担金</li> <li>・県農林統計協会負担金</li> <li>・県地域振興対策協議会負担金</li> <li>・県野菜価格安定基金協会負担金</li> <li>・県指導農業士協議会負担金</li> <li>・中部地区全共委員会負担金</li> <li>・商工観光振興連絡協議会負担金</li> <li>・企業誘致促進連絡協議会負担金</li> <li>・中部産米改良協会負担金</li> <li>・日本砂丘学会負担金</li> <li>・全国中山間地域振興対策中国四国支部負担金</li> <li>・全国中山間地域振興対策協議会負担金</li> <li>・中部道の駅祭り負担金</li> <li>・道の駅連絡会負担金</li> <li>・鳥取県鉄道利用促進協議会負担金</li> <li>・子ども家庭育み協会負担金</li> </ul>		廃止	10	廃止	93	
		検討	廃止	16		
		検討	廃止	31		
		検討	廃止	20		
				終了	1,382	
		検討	廃止	70		
				廃止	23	
		廃止	90			
		廃止	90			
		検討	廃止	7		
		検討	廃止	20		
		検討	廃止	10		
		検討	廃止	10		
			廃止	100		
			廃止	100	1,050	廃止
		見直し	10			
			廃止	30		

・日本対ガン団体会員負担金 ・県体育施設協会負担金 ・中部地区隣保館・集会所等連絡協議会負担金 ・中部地域改善対策担当指導員設置負担金	検討	廃止	2		
		廃止	8		
		見直し	6		
		廃止	48		

#### 4 指定管理者の導入

地方自治法の改正により、平成18年9月から、公の施設の委託が指定管理者制度による管理に変わりました。町では、町のすべての公の施設について、指定管理者の導入について平成18年2月検討を行いました。

(1) 次のポイントにより、指定管理者の導入について検討を実施。

(ポイント)

- ア 民間活力の導入により、住民サービスの向上が見込まれる。
- イ コスト意識を持った経営管理により経費削減が見込まれる
- ウ 民間の運営手法を活用し、管理運営の効率化が見込まれる。
- エ 新たな発想による事業展開により、利用促進が見込まれる。

(2) 検討結果の概要は次のとおり。

ア 指定管理者を導入するもの

- ・北条海浜広場、お台場公園、蜘蛛ヶ家山山菜の里、レークサイド大栄

理由 上記ポイントすべての効果が見込まれるため。

イ 譲渡を検討するもの

- ・デイサービスセンター、高齢者保健センター（以上、北栄町社会福祉協議会へ譲渡を検討）
- ・介護予防拠点施設、大野地区広場、大野地区児童遊園地、山西地区会館、農村公園及び農村広場（以上、該当自治会へ譲渡を検討）

理由 町で所有する意義が薄れているため。

ウ 当面直営とするが、指定管理者の導入を目指すもの

- ・大栄体育館、大誠体育館、勤労者体育センター、大栄野球場、大栄テニスコート、大栄運動場、大誠プール、栄プール

理由 大栄地区のスポーツクラブ設立に向け準備中であり、その結果をまって指定管理者の導入を検討する。

エ 直営とするもの

## 資料 2

- ・学校給食センター、歴史民俗資料館、歴史文化学習館、町立保育所（6箇所）  
北条幼稚園、農村環境改善センター など

理由 利用者への信頼性の確保、市町村連携など町で管理する必要があることや、民間活力導入の余地がないため。

(3) 以上の結果と行政改革審議会での審議で次のとおりとなった。

担当課	産業振興課	実 施 年 度（平成）				
指定管理者の導入		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
北条海浜広場、蜘蛛ヶ家山山菜の里、お台場公園の指定管理者を導入する。 レークサイド大栄については、条例改正議案が否決されたため、平成19年度の指定管理者導入は見送った。		検討	実施			
担当課	生涯学習課	実 施 年 度（平成）				
指定管理者の導入		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大栄地区を担当するスポーツクラブの設立後に、北条地区のスポーツクラブとの統合及び大栄地区のスポーツ施設の指定管理者導入を行う。			検討			実施

### 5 給食センターの統合

大栄給食センターは老朽化しており、近い将来建て替えが必要となる見込みです。食数の規模、町の財政状況を考慮し、建て替えは行わず、北条給食センターを改修（規模を拡大）することになりました。

また、施設の統合後には、調理を委託することも検討していきます。

（概要）

ア 北条給食センター 北条小学校に設置。北条地区の幼稚園、小学校、中学校の給食を調理。

能力1,200食（現在831食調理）、平成8年完成。

イ 大栄給食センター 大栄中学校に設置。大栄地区の小学校、中学校の給食を調理。

能力1,500食（現在730食調理）、昭和44年完成。

担当課	教育総務課	実 施 年 度（平成）				
学校給食センターの統合		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
北条給食センターを改修し、大栄給食センタ		検討	検討	統合	委託	

一と統合する。将来的には、民間委託を検討する。					
-------------------------	--	--	--	--	--

## 6 保育所の統合

町内には次表のとおり保育所が公立6園、私立1園、公立の幼稚園1園あります。次代を担う子どもたちを守り・育てることは町の重要な使命です。

しかし、町の規模、少子化の傾向、財政的な観点から、現行の体制が将来的に維持するのは困難な状況は明らかであり、また、幼稚園保育料は設立当初から一度も見直しがされず一律1万円(月額)になっていて、保育所では所得によって最高37,000円(3歳未満児の場合50,000円であることから、不公平であるということもあげられています。保育所数の統廃合、幼保一元化についてこれまでから議論がされてきましたが、地元の反対等もあり結論が出ていません。

今後は、今年度次世代育成対策計画の策定中であり、その結論を待って議論を進めます。方針としては、単なる数合わせの統廃合を行うのではなく、幼保一元化の検討と合わせ保育所・幼稚園について、町の規模、園児数を考慮して、住民へ十分な説明を行い、統廃合を進めることとします。

### 公立・私立保育所、幼稚園の概要

(北条地区)

区 分	東保育所	中央保育所	北条幼稚園	北条みどり保育園	
設 置	公立	公立	公立	私立	
施設構造	R C 平屋建て	R C 平屋建て	R C 平屋建て	R C 平屋建て	
建築面積 (㎡)	4 5 5	8 4 8	5 3 6	8 3 2	
敷地面積 (㎡)	3 , 0 8 2	5 , 1 7 3	2 , 3 9 1	2 , 3 0 8	
許可年月	昭和 26 年 12 月	昭和 27 年 2 月	昭和 57 年 4 月	昭和 57 年 4 月	
建築年月	昭和 60 年 4 月	昭和 56 年 4 月	昭和 57 年 3 月	昭和 57 年 4 月	
入所定員	6 0 名	9 0 名	9 0 名	9 0 名	
入所者数	4 1 人	7 8 人	3 4 人	1 0 9 人	
対象年齢	3 か月 ~ 4 歳児	3 か月 ~ 4 歳児	5 歳児	2 か月 ~ 5 歳児	
保育 時間	平日	8:00 ~ 16:15	8:00 ~ 16:15	8:15 ~ 16:00	8:00 ~ 16:15
	平日延長	7:30 ~ 18:00	7:30 ~ 18:00	7:30 ~ 18:00	7:15 ~ 19:00

## 資料 2

	土曜日	8:00～11:30	8:00～11:30	希望者のみ	8:00～11:30
	土曜延長	7:30～18:00	7:30～18:00	7:30～18:00	7:15～19:00
所長		1人	1人	1人	1人
保育士 (教諭)	正規	3人	5人	3人	8人
	臨時	6人	9人	2人	7人
調理師	正規				1人
	臨時	2人	2人		1人
その他					看護師 1人
計		12人	17人	6人	19人

人数は平成 18 年 10 月 1 日現在

(大栄地区)

区 分	大誠保育所	栄保育所	由良保育所	大谷保育所	
設 置	公立	公立	公立	私立	
施設構造	R C平屋建て木造一部	R C平屋建て	R C平屋建て	R C平屋建て	
建築面積 (㎡)	1,330	666	973	592	
敷地面積 (㎡)	5,844	4,945	6,572	2,209	
許可年月	昭和 28 年 9 月	昭和 29 年 3 月	昭和 25 年 7 月	昭和 28 年 12 月	
建築年月	平成 16 年 9 月	昭和 53 年 3 月	昭和 62 年 1 月	昭和 58 年 2 月	
入所定員	140名	60名	120名	60名	
入所者数	122人	50人	99人	40名	
対象年齢	3か月～5歳児	3か月～5歳児	3か月～5歳児	3か月～5歳児	
保育 時間	平日	8:00～16:15	8:00～16:15	8:00～16:15	
	平日延長	7:30～19:00	7:30～18:00	7:30～18:00	
	土曜日	8:00～11:30	8:00～11:30	8:00～11:30	
	土曜延長	7:30～19:00	7:30～18:00	7:30～18:00	
所長		1人	1人	1人	1人
保育士	正規	9人	4人	8人	3人
	臨時	7人	5人	5人	4人
調理師	正規	2人	1人	1人	1人
	臨時	1人	1人	1人	1人

## 資料 2

その他				
計	20人	12人	16人	10人

人数は平成 18 年 10 月 1 日現在

担当課	町民課及び教育総務課	実 施 年 度 ( 平 成 )				
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
保育所・幼稚園の統廃合						
町内に町立保育所 6、私立 1、幼稚園 1 あり、次世代育成対策計画に基づき統廃合進める。		検討				

### 7 図書室の廃止

#### (1) 図書館・図書室の概要

## 8 その他の施設

中央公民館の運営、スポーツ施設のあり方について、次のとおり検討しました。

担当課	中央公民館	実 施 年 度（平成）				
	NPO等への委託の検討	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	公民館の運営について、NPO等への委託を検討する。		検討	実施		
担当課	該当部署	実 施 年 度（平成）				
	類似施設の廃止検討	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	スポーツ施設など類似施設があるが、老朽化も進んでおり、修繕費もかさんでいる。存続・廃止について検討する。	検討				

## 9 事務事業への達成目標の設定

毎年予算化しながら、事務事業の実施は年度末に行われるなど、実施時期が不明確であったり、予算に応じて過剰な事務事業の推進、未達成のままの事業が終了したりしていたものがみられました。予算編成時から、実施時期・目標を設定し、予算の有効活用を図ることとしました。

担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
	事務事業へ達成目標の設定	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	事務事業に達成目標を設定し、進捗等について管理を行う。	検討	実施	実施	実施	実施

## 10 外部団体の事務局の返還

外部団体の事務局を明確な理由のないまま受け持っている例があります。団体に対し補助金を出しながら、その団体の事務局を担当し、会議の開催通知や会議の進行、団体の旅行先の選定・世話などの一切を行っている例も見られました。これらでは、団体の自立の妨げになることから、見直しすることにしました。

担当課	該当部署	実 施 年 度（平成）				
	外部団体の事務局の返還	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	外部団体の事務局事務を職員が行っているものについて、その団体の自立のため返還し、職員の事務を軽減する。	検討	実施			

## 資料 2

市町村年金者連盟大栄町部会 北栄町自衛隊父兄会 北栄町交通安全母の会連絡協議会 日本赤十字北栄分会 北栄砂丘まつり実行委員会 北栄町女性団体連絡協議会 北栄町観光協会 (社)鳥取県緑化推進委員会北栄町支部 北栄町酪農組合 北栄町農志会 北栄町認定農業者協議会 北栄町元気な村づくり推進会議 北栄町大栄支部農業者年金友の会 北栄町北条支部農業者年金友の会 (財)竹歳敏夫奨学育英会				
---	--	--	--	--

## 人材育成と組織機構の整備

地方分権の進展で、自らの創意工夫による魅力的で個性あるまちづくりが求められています。行政改革を町民の共感と理解を得ながら円滑に推進するためには、各職員が危機意識を共有し改革の必要性を認識したうえで、組織全体で総力をあげて取り組むことが必要です。

スリムで柔軟に対応できる行政運営組織に見直し、質素で機動力のある組織・機構を目指します。また、職員の資質向上が重要であり、人材育成基本方針を策定し、専門的かつ高度な行政ニーズに対応できるような能力の開発を効果的に推進します。

### 1 定員適正化計画の策定

定員は、事務・事業の整理等や民間委託などと密接な関係にあり、行政改革を推進していく上でこれらと切り離して考えることができません。

合併により、町の職員数は類似団体と比較し、多くなっています。定員適正化計画を策定し、必要な住民サービスの量と必要な職員数のバランスに考慮した定員管理を行います。また、計画の実現・コスト削減のため、職員が行っている業務のうち、定型的な業務、単純な業務を切り離して派遣職員等に切り替えます。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
定員適正化計画の策定		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業の整理合理化、職員の適正配置等の観点から、定員適正化計画を策定し、順次実施する。		策定				
担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
派遣職員等による対応		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業を点検し、費用対効果・サービス水準の観点から、職員が行っている業務（例窓口業務、企業会計事務など）を派遣職員、臨時職員等に切り替える。		実施	実施	実施	実施	実施

## 【定員適正化計画の概要】

## 1 定員適正化計画策定の必要性

本町を含めた地方公共団体の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しい状況にあり、この下で、行政ニーズの変化に的確に対応するためには、事務事業の見直し、組織の簡素・効率化、事務事業の外部委託などに取組みながら、行政ニーズと業務量に応じた適正な定員配置と再配分を行うことによって、簡素で効率的な行政運営に努める必要がある。

このため、新たな定員管理計画を策定し、引き続き、適正な定員管理を行う。

## 2 定員管理計画

## (1) 計画期間

平成 17 年 10 月 1 日を基準とした平成 22 年 4 月 1 日までの 5 年間

## (2) 対 象

全職員

## (3) 数値目標

平成 17 年 10 月 1 日現在の総職員数 199 人を 5 年間で 10.05%削減し、平成 22 年 4 月 1 日の目標を 179 人とします。

区分	H17,10,1	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	累 計
職 員 数	199	192	187	186	184	179	
退職(予定)者数		8	7	5	5	8	33
新規採用者数		中途 1	2	4	3	3	13
対前年削減数		7	5	1	2	5	20

## 《参考》

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (骨太の方針)」では、平成 22 年度までに、国家公務員の定員削減 ( 5.7% ) と同程度の定員削減を行うこと。191 人 × 5.7% = 10.887 人

## 定員モデルの状況

H17、10、1 対象職員	定員モデル	超過人員	備考
180	175	5	公営企業等改正に属する職員はモデルの対象とされていません。

「定員モデル」とは、人口、行政面積、道路延長などの行政需要と密接に関連すると考

えられる指標と職員数の関係を分析し、これに基づいて地方自治体の参考となる職員数を算式により求めた職員数です。

#### 類似団体との職員数の比較

人口（H17,3,31 現在）16,854 人 類型 -1 類似団体数は巴南町（島根県）、吉備中央町（岡山県）、窪川町（高知県）など全国で 29 団体

区分	H17,10,1 A	類団指数 B	比較 A-B
一般行政職	146	132	14
教育部門	34	33	1
普通会計の合計	180	165	15

「類似団体」とは全町村の中で、人口規模や産業構造が類似した団体のことを言います。町村については、38 に分類されています。（指数は H16 年度）

### 3 計画の管理等

#### (1) 計画の管理

毎年度の個別の行政需要との整合性を図りながら、職員の年齢構成に配慮しつつ、計画的な採用と退職者の管理の下で、目標数値の達成に努めます。

#### (2) 定員管理の視点

計画目標の達成を図るため、以下の視点から適正な定員管理を行う。

- ・ 事務事業の整理合理化
- ・ 事務の外部委託の推進
- ・ 指定管理者制度の活用
- ・ 組織の簡素効率化と職員の適正な配置
- ・ 事務改善と職員の能力向上
- ・ 退職補充者の抑制

#### (3) 計画の見直し

計画の中間時点である平成 20 年度において、その後の状況の変化等を踏まえた計画の見直し、フォローアップを行う。

### 2 人材育成方針の策定

地方分権の推進により、国・県が市町村を指導する状況から対等な立場に代わりました。それに伴い、町にも自己決定・自己責任による行政運営が求められています。そのため、新たな発想で政策形成に取り組む職員を育成することが必要になっていま

## 資料 2

す。

人材育成・活用の重要性から、職員の意識や職場環境の現状を把握し、町が求める職員像を示すとともに、組織経営の新たな理念・人事諸制度の改革の方向を示すため、人材育成方針を作成します。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
人材育成方針の策定		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
町が求める職員像を示すとともに、人事諸制度の改革の方向を示すため「北栄町人材育成基本方針」を策定する。		策定				

### 3 人事評価制度の導入

優秀な人材を確保し育成することが重要になってきています。

これまで職員の採用は、通常、鳥取県中部の出身者や居住者に限っていましたが、より有能な人材を確保するためその見直しを進めます。また、職員の能力や可能性や伸ばすため、人事評価制度の導入について検討を行います。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
職員の公募制の導入		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
特定の専門的職種などを対象に、より有能な人材を全国から確保するため、職員の公募制（任期制）の導入を検討する。			検討			
担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
人事評価制度の導入		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員の能力を最大限に引き出し、活用し、組織力の最大化を測るため、人事評価制度の導入を行う。		検討	策定			

### 4 組織機構

事務事業を効果的、効率的に処理し、町民にわかりやすい組織の体制が求められています。課題に的確に対応できる体制に絶えず見直ししていくとともに、従来の縦割り組織にとらわれないプロジェクトチームの活用を行います。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
組織機構の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

## 資料 2

課題に的確に対応し、町民にわかりやすい体制を確立するため、課の統廃合・見直しを継続的に行う。		見直し	見直し	見直し	見直し	見直し
担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
プロジェクトチームの活用		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
課題に迅速かつ的確に対応する必要性が生じたときは、プロジェクトチームの活用を行う。		活用	活用	活用	活用	活用

### 5 組織のフラット化

現在の組織では課内に特別な事業が発生した場合、係の存在がスムーズな事務処理を妨げる場合も少なくありません。意思決定、事業実施の迅速化、職員の効率的な配置等のため、組織のフラット化の導入を進めます。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
組織のフラット化		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事務事業実施の迅速化、職員の効率的な配置のため、組織のフラット化を進める。		検討	実施			

### 6 職員研修の充実

地方分権の推進や町民のニーズに的確に対応する職員が求められています。

自己啓発、職場内研修、職場外研修を充実し、幅広い見識を身につけた職員を育成します。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
職員研修の充実		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員研修を充実し、多様化する住民ニーズの変化に柔軟かつ的確に対応できる職員を育成する。		実施	実施	実施	実施	実施

### 7 メンタルヘルス対策の充実

近年、「うつ対策」をはじめとするメンタルヘルス対策の必要性が増大しています。職員の健康を阻害する様々な職場のストレスを軽減し、支援体制を作り、病気の予防や健康の維持増進を図ります。また、早期に発見して必要な援助や、不幸にして病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助を行います。

## 資料 2

担当課	総務課	実 施 年 度 ( 平 成 )				
		18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
	メンタルヘルス対策の充実					
	メンタルヘルス対策を充実し、病気の発生を防ぐ。また病気にかかってしまった人への復職や復職後の援助を行う。	実施	実施	実施	実施	実施

## 健全な財政基盤の確立

国の三位一体改革が進む中、地方交付税や補助金の縮減が見込まれる厳しい財政状況にあり、自主財源を確保することが重要課題になっています。

税収入の確保及び税負担の公平性の確保のため、状況の変化に応じ滞納整理手法の見直しを行いながら町税滞納整理を強化するとともに、口座振替等による徴収事務の効率化を推進します。また、受益者負担金の適正化、財産処分、企業誘致の推進など積極的に推進します。

## 1 財政計画等の作成

厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営を行うことが求められています。財政計画を策定し、計画的な執行を行うとともに、財政指標・状況をわかりやすく情報提供します。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
財政計画の作成		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
持続的可能な財政運営等の視点から、中期財政計画を策定し、計画的な財政執行を行う。		検討	策定			
担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
財政指標の作成と情報提供		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
バランスシートを作成し、資産と負債の全体像を明らかにするとともに、財政状況をわかりやすく情報提供する。		検討	実施			

## 2 予算説明書の作成

町の予算については、町報等でお知らせしていますが、紙面に制限があり十分な説明、わかりやすい説明ができていないのが実態です。財政計画の状況に加え、毎年度の予算についてわかりやすい説明書を作成します。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
予算説明書の作成		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
毎年の予算を説明するわかりやすい資料を作成し、町民に情報提供する。		検討	実施			

## 資料 2

### 3 徴収・滞納対策の強化

厳しい財政状況の中では、コスト削減はもとより、収入の確保も重要な要素です。

これまでに引き続き、多様な徴収方法を検討したり、管理職の動員・強化月間の設定を設けたりして徴収にあたり、自主財源の確保に努めます。

税・料金等を一括して徴収する部署の設置や、口座振替の推進、長期滞納者や悪質な滞納者に対しては、行政サービス制限制度の導入について検討を行います。

担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
徴収対策・滞納対策の強化		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
管理職を動員し、徴収強化月間を設けて集中的に徴収にあたります。		実施				
担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
徴収窓口の一本化		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
徴収の窓口を一本化し、税・料金の一括徴収できる体制について、導入を検討する。			検討			
担当課	該当部署	実 施 年 度（平成）				
口座振替の推進		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
徴収対策のため、税・料金等の口座振替を積極的に推進する。		実施	実施	実施	実施	実施
担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
滞納者へのサービス停止		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
悪質な滞納者に対しては、行政サービスの制限について先進地事例を調査し導入を検討します。		調査	検討	(導入)		

### 3 使用料等の見直し

現在の使用料は合併調整で設定されていたものですが、当時の予想を上回る財政難から見直ししなければならない状況になっています。

使用料・手数料・賃借料などについて受益者負担の観点から、必要なものは直ちに見直し、合併3年経過後にはすべての使用料等を適正な額に見直しすることとします。納付奨励金については口座振替によって取扱事務が軽減になっていることから、組合と協議し見直しを進めます。

## 資料 2

担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
使用料・手数料の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受益者負担の観点から、適正な料金に設定・見直す。各種減免規定についてもあわせて見直しを行う。		検討	実施			
担当課	各課共通	実 施 年 度（平成）				
賃借料の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施設・土地の賃借料について、立地条件・利用状況を考慮し、適正な額に見直す。			検討			
担当課	上下水道課	実 施 年 度（平成）				
納付奨励金の見直し		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
水道料金、下水道料金で納付奨励金の取り扱いが行っている。納税組合と協議し、奨励金の見直しをする。		実施				

#### 4 財産処分の検討

町には活用をしていない財産が数多くあります。その中には、購入資金を借り入れて行ったものもあり、元金に加え利息の償還が必要です。

迅速かつ計画的に売却や企業誘致を進めることとします。

担当課	総務課	実 施 年 度（平成）				
財産処分の検討		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
個々の未利用町有財産について、迅速かつ計画的な処分を行い、発生する返済利息を抑える。		検討				

#### 5 企業誘致の推進

企業の進出は、町の活性化につながります。引き続き企業誘致を推進します。

担当課	産業振興課	実 施 年 度（平成）				
企業誘致の推進		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
町の雇用対策、税収の確保、工業団地処分のため企業誘致を推進する。		検討				